

日本古代の喪葬儀礼に関する一考察

——奈良時代における天皇の殯期間の短期化について——

三 上 真由子

はじめに

日本古代の天皇の喪葬儀礼において普遍的に行われてきた長期間におよぶ殯儀礼は、奈良時代に至ってその様相を変質させる。かつては数ヶ月から数年にわたる盛大なものであったが、元明太上天皇の崩御に際しては埋葬までの期間がわずか六日間という大変短いものとなった¹⁾。以後も平均十六日間と著しい短期化の傾向にあることが窺える。

一般的には殯の短期化を「殯儀礼の衰退期」として位置づけ²⁾、天皇の喪葬儀礼に仏教的要素が加えられるようになったこと、比較的短時間で遺体を処理できる火葬が天皇家によって採用されたこと、天皇が薄葬を命じるようになったことから、仏教・火葬・薄葬の三点を互いに関連させて説

かれてきた。

例えば、歴史学の観点より考察し、殯研究に飛躍的發展を与えた和田萃氏も、殯の期間が短縮されたのは仏式葬儀の導入と火葬採用により殯が変質していったためとし、「文武四年三月に道昭和尚が火葬に付されたのに続いて、持統太上天皇・文武天皇が火葬に付されたことが、大化薄葬令によって王以上に制限され、次第に行われることの少なくなった殯を急激に衰退させた」と述べている³⁾。

しかし、天皇家による火葬の採用は元正まで続くが、聖武の時には土葬へ戻り、以後火葬が確認される例は清和まで降らねばならない⁴⁾。土葬を採用した聖武以降も殯は依然として短期間のままであり、長期間に戻ることはなかった。また、薄葬の遺詔は推古天皇の頃からみられるようにな

表 1

天皇	崩 御	「殯」記事	埋 葬	殯 期 間 (崩御から埋葬)
欽明	571年 4	571年 5	571年 9	5ヶ月
敏達	585年 8 / 15	585年 8 / 15	591年 4 / 4	5年 8ヶ月
用明	587年 4 / 9	不明	587年 7 / 21 593年 9	3ヶ月
崇峻	592年11 / 3	即日埋葬	592年11/3	—
推古	628年 3 / 7	628年 3 / 7	628年 9 / 24	6ヶ月
舒明	641年10 / 9	641年10/18	642年12/21 (643年 9 / 6)	1年 2ヶ月
孝徳	654年10/10	654年10/10	654年12/ 8	2ヶ月
斉明	661年 7 / 24	661年11 / 7	667年 2 / 27	5年 7ヶ月
天智	671年12 / 3	671年12/11	不明	不明
天武	686年 9 / 9	686年 9 / 11	688年11/11	2年 2ヶ月
持統	702年12/22	702年12/29	703年12/26	1年
文武	707年 6 / 15	707年 6 / 16	707年11/20	5ヶ月
元明	721年12 / 7	不明	721年12/13	6日
元正	748年 4 / 21	不明	748年 4 / 28 (750年10)	7日
聖武	756年 5 / 2	不明	756年 5 / 19	17日
称徳	770年 8 / 4	不明	770年 8 / 17	13日
光仁	781年12/23	不明	782年 1 / 7 (787年10/28)	14日
桓武	806年 3 / 17	不明	806年 4 / 7 (806年10)	20日

るものの、聖武に至っては東大寺や諸国の国分(尼)寺の建立、巨大な毘盧舎那仏の造立、相次ぐ遷都といった施策から類推すると、葬儀自体が薄葬であったとは考えられず、厚葬に戻った可能性が高く、その流れは光明皇后や娘の称

徳にも受け継がれたという。

このように、殯の短期化の要因を従来のように解釈することに疑問点が多く、また、殯の短期化がいつ頃から始まったのか、その設定時期によって要因は異なってくるが、

従来はこの点が曖昧に議論されてきた。

表 1 をみると、天武天皇以降、殯の期間は徐々に短縮されていったようにみえるが、持統の一年や文武の五ヶ月といった期間は数ヶ月から数年単位で行われていた前代の盛大なものとは何ら変わりはない。殯の短期化が顕著にみられるのは、わずか六日間と大幅に短縮され、以後それが恒例となった元明の時からとすべきであろう。よって、従来の研究では、なぜ元明の時に大幅に短期化されたのかということが説明できない。

奈良時代における殯の短期化の要因は十分に考究されないまま、殯研究は一応結論ができたものとされ、近年においては停滞傾向にあるように思われる。元明以降、殯が短期化されていった奈良時代の喪葬儀礼は、日本古来

の伝統的な殯儀礼と、ある一定の形式を確立していく平安時代初頭以降との間に位置しており、この変遷過程は重要な位置を占める。そこで、従来の研究を再検討し、天皇の殯が短期化していった要因を考察していくこととする。

一、殯の定義

本来、殯とはどのようなものなのか。大漢和辞典には「人が死んで葬るまでの間、屍を棺に斂めて假に安置しておくこと」と見え、一般に崩御から埋葬までが殯の期間と考えられているようである。

殯については、本居宣長の所説をうけた折口信夫氏が、古代においては死を確認するまで一年くらい要したとして、殯は遊離魂を定着させ再生を願う、幽顕の定まらない死者に対しての招魂・蘇生の儀式を行う期間であるといった招魂蘇生説を唱え、民俗学の分野からの研究が進み、井之口章次氏や和歌森太郎氏がさらに発展させていった。

一方、五来重氏は『令集解』喪葬令・遊部事の釋説に「遊部隔幽顕境鎮凶癘魂之氏也、終身勿事、故云遊部」とあることから、死して間もない祟り多い死霊を鎮

送攘却するタマシツメの咒術を行う期間であるとし、中田太造氏も、アラミタマが鎮魂され、死屍が白骨化していく期間であるといった鎮送攘却説を唱えた。

これら二説の相違点は、殯における儀礼が「生死の定まらない者」に対する招魂・蘇生儀礼であるのか、「死が確定した者のアラミタマ」に対する鎮魂儀礼であるのかという点である。

その後、岩脇紳氏は「死体の腐敗は夏で一日、冬でも一週間から十日あれば始まるので、古代社会においても招魂に要する日はさほど長くない」と考え、天皇が崩御してから殯を行うまで約十日前後の期間があるとし、この期間内に死の確認を終え、殯とは死者に対して哀悼の意をあらわす行為であり、殯の期間はこの行為を儀礼という形で始め、儀礼という形で終了するまでの「喪」の期間であるとした。

この説には若干の疑問がある。岩脇氏は、天武の喪葬記事「則起殯宮於南庭。」（書紀・朱鳥元年九月十一日条）は、単に殯宮を構築しただけで殯を行ったことを意味するものではないとして、「殯于南庭。」（書紀・朱鳥元年九月二十四日条）の記事をもって殯が開始されたとする。しかし、九月十一日条には「始發哭」とある。この「發哭」

とは声を立てて嘆き哀悼を表す儀礼で、天武の喪葬記事に散見し、重要な儀礼の一つであった。よって、すでに殯儀礼は始まっていたと考えられ、岩脇氏のいう「殯が始まるまでの準備期間」とはいえない。

和田氏によると、天皇の殯が儀礼化したのは安閑朝末から欽明朝頃であるという。岩脇氏が考察の対象とした天武の殯は盛大なものであり、すでに儀礼化されていた。これは招魂においても同様に考えられるので、ここでは殯とは、蘇生のための行為を行っている時点の死、蘇生への行為を終えた時点での死という意味を考えることなく、天皇の崩御により殯儀礼が始まり、そのかなり早い段階での諸儀礼の一つとして招魂があつたのだろう。

以上、殯の定義を検討してきたが、本稿では、天皇の崩御から埋葬までの期間全てを殯期間とし、その間に死者に対する個々の諸儀礼を殯と考えたい。

二、従来の研究

これまで殯期間の短期化は「殯儀礼の衰退期」と位置づけられており、儀礼衰退の要因として、

- ・ 仏教葬としての火葬採用と薄葬化¹²⁾
- ・ 薄葬の手段としての火葬採用¹³⁾
- ・ 簡易な方法(骨化)としての火葬採用¹⁴⁾
- ・ 薄葬化による仏事追善供養の盛行¹⁵⁾

といったことが主にいわれてきた。これら以外に要因をもとめるものとしては、和歌森氏が「殯の場所が墓地に移動し、モガリと無関係に墓がこいにすぎなくなった」とし、稲田奈津子氏は「儀式の重心が外来の礼制を多く取り入れた葬送へと移動した」としており、両者とも「喪」から「葬」に重点を移していったとする¹⁶⁾。また、吉凶判然意識の成立と薄葬意識の擡頭から、古代天皇の喪葬儀礼の確立過程を考察した渡部真弓氏は「殯の縮小要因が火葬・仏式葬儀の採用にあつたのではなく、むしろ太上天皇の遺詔(薄葬意識の昂揚)にあつた¹⁷⁾」と考えており、殯期間の短期化の要因について、従来とは異なつた視点から考究している。この説については後述する。

では、仏教・火葬・薄葬といった要因がなぜ唱えられるようになったのかを確認するために、それぞれがいつ頃から日本に受容され天皇の喪葬と関わるようになっていったのかをみていく。

① 仏教

六世紀に日本に伝来した仏教が天皇の喪葬儀礼に関わったことが確認できる初例は、天武の喪葬である。それ以前にも考古学的には、古墳などに仏教的要素を帯びた例がみられるものの、直ちに葬送儀式まで仏教的要素が含まれていたかは明らかではない。⁽¹⁸⁾ 天武の喪葬記事は実に詳細なものとなつてゐるが、これまでの伝統的な儀礼に加えて、

- ・ 僧尼が殯宮で発哭⁽¹⁹⁾
- ・ 無遮大会⁽²⁰⁾
- ・ 寺院（殯宮）で布施、齋を設ける⁽²¹⁾
- ・ 国忌の齋⁽²²⁾

といった革新的な儀礼が散見する。いずれも天武の喪葬において初めてみられるようになったもので、殯儀礼への僧尼の参加や飛鳥の寺々で行われた追善の法会、天武の服で作られた袈裟が法興寺に集まつた三百の僧に贈られたことなど、仏教的要素が多く取り入れられるようになった。しかし、死者を追善供養して祈願するということは、書紀の齊明三年七月十五日条に孟蘭盆会を営んだことがみえ、その二年後の七月十五日には、京内の諸寺に孟蘭盆経を講じて七世の父母に報いさせていることから、すでに追善供養

するという思想は流布していたようである。⁽²³⁾

こうした仏教的要素は持統の喪葬においてもみられ、齋が設けられている。⁽²⁴⁾ これ以降も七日毎の設齋（読経・写経・悔過など）を寺院で執り行うようになった。

聖武の喪葬は「仏に奉ずるが如し」（統紀・天平勝宝八歳五月十九日条）と記されるほど仏教色濃厚なものであり、供具には師子座の香・天子座の金輪幢・大小の宝幢・香幢・花縵・蓋轍の類が用いられるなど、盛大に行われたようである。また、方相氏などの中国の伝統的儀礼に由来する要素も加わつてくるようになった。⁽²⁵⁾

このように、天皇の喪葬に仏教的要素が明らかに加わり始めたのは、殯儀礼が最も詳細に行われたとされる天武の時からであるということを確認しておく。また、こうした仏教的要素がすでに天武の喪葬時にみられるということは、仏教が殯期間を短縮させる要因となりえないことがわかる。

② 火葬

火葬の史料上の初見は『続日本紀』文武四年三月十日条、僧道昭の「天下火葬従此而始也。」という記事で、これ以降は天皇家でも持統・文武・元明・元正と四代にわたって

火葬が採用された。

考古学的にはそれ以前にもカマド塚の存在が確認されている。²⁶しかし、和田氏によると「カマド塚には一般の火葬と異なる要素がみられるから、異常な事態に際しての葬法」であったという。

火葬に關係する令文をみると、

・凡丁匠赴_レ役身死者。給_レ棺。在_レ道亡者。所在国司。以_レ官物作給。並於_レ路次埋殯。立_レ牌并告_レ本貫。若無_レ家人来取者。燒之。有_レ人迎接者。分明付_レ領。(賦役令・赴役身死条)

・凡行軍兵士以上。若有_レ身病及死者。行軍具錄隨身資財。付_レ本郷人將還。其屍者。当_レ処燒埋。但副將軍以上。將還_レ本土。(軍防令・行軍兵士条)

・凡防人。向_レ防及番還。在_レ道有_レ身患。不堪_レ涉_レ路者。即付_レ側近国郡。給_レ糧并医薬救療。待_レ差堪_レ行。然後發遣。仍移_レ本貫及前所。其身死者。隨_レ便給_レ棺燒埋。若有_レ資財者。申_レ送兵部。令_レ將還_レ本家。(軍防令・防人番還条)

・凡三位以上。及別祖氏宗。並得_レ營墓。以外不合。雖_レ得_レ營墓。若欲_レ大藏者聽。(喪葬令・三位以上

条)

とある。賦役・軍防令はカマド塚同様、異常な事態に際しての葬法であると思われるが、喪葬令の場合は「令集解」古記によると「大藏」は「火葬して散骨すること」とあることから、仏教葬としての意味を持つことがわかる。よつて、道昭の火葬は、僧侶の火葬という点からも仏教的教理を背景とする、仏教葬としての火葬の始まりという意義を持つのであろう。

それでは、道昭に続く天皇家の火葬も仏教葬としての火葬と考えてよいのだろうか。道昭が唐にいた永徽・顕慶年間には確かに火葬が盛行していたが、三名田隆信氏によると、僧侶以外の歴代皇帝や一般民層の間には普及していった模様が窺われないという。また、仏教に篤く、「仏に奉ずるが如し」とまで記された聖武が土葬されていることから、土葬の習慣が強く残っていたとともに、仏式葬儀と火葬が必ずしも同一のものとして考えていなかったことを意味するとされた。²⁷飛鳥・奈良時代の墓葬を中国のものと比較された上田宏範氏も、火葬は少なくとも唐代にあつては僧侶の間に行われていた限られた特殊な葬法であつたと推測されている。²⁸中国においては僧侶の間のみで行われた葬法で

ある火葬が、いくら仏教に篤いからといって天皇によって速やかに受容されるとは考えにくい。また、天皇が「仏教葬としての火葬」であつたというならば、聖武が土葬であつたという事実をどう説明するのか。天皇家の火葬採用の要因はこれ以外にもとめる必要がある。ここで、その要因の一つとして綱干善教氏の見解を以下に示す。

綱干氏は、①道昭の火葬、②持統・文武天皇の火葬、③律令官人の火葬には別々の要素が存在するとして、①は仏教信仰を背景とするもの、③は律令官人として個人の考えで自主的に天皇に准じたものとする。そして②については、仏教の影響ではなく「新羅・文武王の火葬の影響」であるとした。道昭と同じ頃に入唐した新羅僧の義湘は、文武王の新羅王として初の火葬採用に影響力を持った人物であるといわれており、自身もまた火葬に付されている。そして、新羅と日本の関係が、百濟滅亡後、天武・持統・文武・元明朝と密接なものになつていること、文武王と持統の遺詔が、

・服輕重自有常科。喪制度務從儉約。(文武王)

・太上天皇崩。遺詔。勿素服拳哀。内外文武官釐務如常。

喪葬之事務儉約。(持統)

と類似していること、文武王と文武天皇の諡号が同じことから、朝鮮半島を統一した新羅の文武王を文武天皇が理想としたことが、天皇家による火葬採用の要因であると説く。その後、聖武天皇の時に至つて土葬に戻る理由については、統一新羅以後、日本は新羅と積極的な親好外交を保つてきたが、『続日本紀』天平宝字三年(七五九)六月十八日条にみえるように「征新羅軍の派遣を計画している」ことなどから、孝謙・淳仁朝頃から再び新羅との関係が悪化したと考え、それに伴つて朝廷での火葬も行われなくなつたとする。つまり、新羅との関係が友好的だった頃、文武王の火葬に影響を受けた日本の天皇家により火葬が採用されたが、関係悪化に伴つて火葬から土葬へ戻つたというのである。そして、道昭に影響を与えたのも師の玄奘三蔵ではなく、新羅僧・義湘であるとする。この綱干氏の見解は、天皇家(持統)による火葬採用と、聖武太上天皇を境に土葬へ戻つた要因を最も矛盾なく説明されているように思われる。

天皇として最初の持統の火葬採用に関しては、道昭の火葬記事の意義を考慮するならば、新羅・文武王の影響だけではなく、仏教葬としての由来を含んでの伝来であつたと

も考えられるが、いずれにせよ、聖武以降に土葬に戻ってしまうことに殯期間の短縮化を直結しえない点が残るといふべきであろう。

③ 薄葬

薄葬意識が初めて史料上で確認できるのは推古の遺詔で、
天皇遺詔於群臣曰、比年五穀不登。百姓大飢。其爲朕興陵以勿厚葬。便宜葬于竹田皇子之陵。³⁰
とみえる。ここでは殯ではなく埋葬といった陵に関することについて命じている。そして四日後に、推古の遺詔通り竹田皇子の陵に合葬された。

合葬は古く古墳時代からみられ、終末古墳の時期に盛行したようである。³¹書紀などにみえる天皇家の例では、安閑天皇（皇后春日山田皇女・皇妹神前皇女）、宣化天皇（皇后橘皇女・嬰兒）、敏達天皇（母石姫皇女）、欽明天皇（皇太夫人堅塩媛）、推古天皇（竹田皇子）、聖德太子（母穴穗部間人皇后・妃膳臣女）、舒明天皇（母櫛手姫皇女）、斉明天皇（孝德天皇皇后間人皇女・建王）、天武天皇（持統天皇）などがあり、これら合葬の盛行をみると、推古天皇の遺詔は薄葬を前提とした「合葬」を望んでいたように思わ

れる。

次に薄葬意識がみられるのは、大化二年三月甲申の詔、いわゆる大化の薄葬令である。この詔の前半部分には、皇族以下庶民に至るまで、それぞれの身分に応じた造墓の規模と葬具の程度、葬送の方式などが規定され、その規模は著しく小さいものになった。そしてここで初めて殯についても規定され、

凡王以下、及至庶民、不得營殯。

とあり、殯を営めるのは天皇と皇子女に限られることになった。この薄葬令については関晃氏のいう、政府の手による人民の労働力の動員を意味する「公葬制の確立を意図したもの」³²であろうが、孝徳の殯が二ヶ月と比較的短期間であることや喪葬の規模が著しく小さくなっていることを考慮するならば、薄葬意識がまったくなくなつたとはいえないだろう。

天智六年二月二十七日条には、

皇太子謂群臣曰、我奉皇太后天皇之所勅、憂恤萬民之故、不起石槨之役。所冀、永代以爲鏡誠焉。

とあり、斉明天皇の遺詔をうけた天智が群臣に語った記事

が全面に押し出され、その内容がより具体的に示されるようになるのは、持統天皇の遺詔からとすべきであろう。

仏教・火葬・薄葬といった三つの要因を個々にみてきた。

仏教は七世紀末の天武の殯からその関与がみられ、火葬は天皇として持統が初例であり、薄葬も持統の遺詔からその意識が明確になる。天武朝以降、僧侶が殯に参加し、火葬の流行に伴って仏教関係の記事も多くなり、薄葬遺詔のものと喪葬は簡素化していったことは事実である。

しかしこのような従来の説明では、なぜ殯期間が唐突に短期化されたのが「元明の喪葬時」であったのかということが説明できない。確かに天武以降、徐々にではあるが殯期間が短くなっているものの、それでも数カ月単位というものであった。それが元明の時にはわずか六日間という驚くほど短い期間になったのには、元明の崩御時に何か特別な事情が存在したのではないだろうかと考えられる。そこで、元明の崩御時の情勢に注目して、以下みていくことにする。

三、殯期間の短期化の要因

(一) 殯は消滅したのか

元明太上天皇以後、殯期間が著しく短期化するのをうけて、これを一般的には殯儀礼の衰退期と位置づけられているようである。しかし渡部氏は「殯宮儀礼の主要素は存続し、殯は継承されていった」として通説に反論し、その根拠として二点挙げている。³⁵

「類聚三代格」延暦十六年四月二十三日の太政官符「応_レ停_レ土師宿禰等例預凶儀事」には「殯宮御膳誅人長、及年終奉幣諸陵使」とあることから、延暦十六年の時点で殯宮御膳誅人長という職掌が存続していたことがわかる。また「日本紀略」仁和三年九月二日条には「内膳司等供大行皇帝之御膳。誤供東宮。」とみえ、大行天皇に奉るべき御膳を間違えて東宮に供進したと記している。供膳は殯宮儀礼の主要素であり、「令集解」喪葬令・遊部条の古記も「遊部者：後及於長谷天皇崩時。而依_レ聚_レ比自支和氣。七日七夜不_レ奉御食。依_レ此阿良備多麻比岐。」としていることから明らかである。これらの記事の存在によ

り、平安時代に入ってもなお殯の儀礼は存続していたことがわかる。

また、殯に関わる儀礼である誄や和風諡号の献呈は、承和七年五月の淳和太上天皇の崩御時まで、挙哀・百官素服は仁和三年九月の光孝天皇、延長八年十月の醍醐太上天皇の崩御時までみられる³⁶。

このように、従来の殯に比べて期間は短いものの、十世紀初頭頃までは存続されており、奈良時代の著しい短期化を殯儀礼の衰退期と位置づけるのは速断であり、また、元明以降「殯官司」といった役職がみられなくなるのをうけて殯の消滅とはいえないだろう。

(二) 元明の喪葬の特徴

次に、なぜ殯の短期化が元明の喪葬時に起こったのか、その要因を考察する。まず、元明の喪葬の様子をみていくと、いくつかの特徴的な点が挙げられる。

- ・ 喪儀を用いなかった
- ・ 徹底した薄葬の遺詔
- ・ 平城京での天皇喪葬の初例
- ・ 天皇崩御時の固関の初例

以下、これらの点に注目して検討していく。

A 喪儀・薄葬遺詔

『統日本紀』養老五年十二月十三日条には、元明を埋葬したという記事に続いて「不用喪儀。由遺詔也。」とあるが、この喪儀は一般的に、殯のことと捉えられているようである³⁷。しかし、この喪儀を無批判に殯と捉えてよいのだろうか。記事によると遺詔により喪儀を用いなかったようなので、まず遺詔の内容をみてみる。その要点を簡条書きにすると、次のとおりである。

① 厚葬や服喪のために人民の生活を損なうようなことはすべきではない。

② 大和国添上郡藏宝山の雍良岑に竈を築いて火葬すること。

③ 火葬の地をそのまま墓とし、改葬してはならない。

④ 諡号は「其国其郡朝廷馭宇天皇」とせよ。

⑤ 天皇は平日と同じように政務万般を執り行え。

⑥ 皇親・公卿・文武百官は職務を離れて喪車につき従わず、自分の官司に平常通り務めよ。

⑦ 天皇に近侍する官人・五衛府は厳重に警戒して天皇

を固く守護し、非常事態に備えよ。(以上、十月十三日条)

⑧ 喪事に関する事はすべて前勅に従え。

⑨ 棺を運ぶ車や輿に金玉を彫刻、丹青で絵を描く事はせず、色彩のない粗末なものを用いて卑しく控えめにせよ。

⑩ 丘を削らず山に竈を築き、棘を刈り、土地を開いて喪処とせよ。

⑪ 喪処には常緑樹を植えて碑を立てよ。(以上、十月十日条)

六日条)

遺詔の中で「喪儀」という文字はみられないが、⑧には「喪事」がみえており、すべて前勅に従えということから、①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪の中に喪事に関する勅があることがわかる。しかし、①②③④⑤⑥⑦の内容には殯に関するものはみられない。よって⑧⑨⑩⑪の「喪事」は殯を含むものではないことがわかる。³⁸⁾

また、大宝・養老令制の治部省に属する官司に喪儀司がある。職員令には「凶事の儀式及び喪葬の具を掌る」とみえるが、この凶事の儀式とは令集解の釋・跡説には、それぞれ「金鉦鏡鼓楯竿等行列法式。謂之儀式也。」「儀式。謂立一列幡鼓大少角之類。次第注載し式耳。」とあって共に葬

列の儀式を示す。また、喪葬の具に關しても跡・釋說それぞれ「喪葬之具。謂鼓吹并帷帳等之類也。」「儀式具物。謂之喪葬之具也。」とあり、葬送のために必要な道具を指している。³⁹⁾ よって、喪儀正は葬送儀礼における葬列の儀式とそれに必要な道具を掌るということからも、喪儀という語は葬送を示していることがわかる。

以上まとめると『統紀』の「喪儀を用いず」とは殯を行わなかったということではなく、葬送儀礼が行われなかったことを意味している。また、遺詔内容も徹底した薄葬を命じているものの、殯については一切触れていない。つまり、薄葬と殯期間の短期化が結びつかないことが、ここでも確認できるのである。

B 平城遷都後の天皇喪葬の初例

元明の喪葬は、平城遷都後の天皇としては初めてのものであるが、その詳細は遺詔以外に記すところが少ない。殯宮についてもその場所は不明であるが、おそらく元明の時に初めて既存の建物内に殯宮が営まれたと思われる。以下、この点について述べる。

これまでの歴代の天皇が崩御した宮と殯宮が営まれた場

表2

天皇	崩御場所	殯の場所	期間
欽明	磯城嶋金刺宮・内寝	河内古市	5ヶ月
敏達	訳語田幸玉宮・大殿	広瀬	5年8ヶ月
用明	池辺雙槻宮・大殿	不明	不明
崇峻	倉梯柴垣宮	即日埋葬	—
推古	小墾田宮	南庭	6ヶ月
舒明	百濟宮	宮の北	1年2ヶ月
孝徳	難波長柄豊碕宮・正寝	南庭	2ヶ月
斉明	朝倉宮	飛鳥川原	5年7ヶ月
天智	近江宮	新宮	不明
天武	飛鳥浄御原宮・正宮	南庭	2年2ヶ月
持統	藤原宮	西殿	1年
文武	藤原宮	不明	5ヶ月
元明	平城宮・中安殿	不明	6日
元正	平城宮	不明	7日

所をまとめると表2のようになる。殯が営まれたのは南庭が多く、それ以外の場合でも比較的宮に近接した場所である。

和田氏は河原に殯して骨化を待つのは縄文時代後・晩期以来の複次葬の形態を踏襲したものであるので、南庭以外の場所の欽明・敏達・舒明・斉明はそれぞれの宮の近くの河原で殯に付されたとする。

殯宮が宮内の庭上から、既存の建物内へとその場を変えることについては、平安時代に降るが、後一条天皇の崩御の際（長元九年（一〇三六）四月十七日）に、御生母・上東門院彰子の第である上東門院東対を「殯殿」に当てている（『類聚雜例（左経記）』）ことから明らかであるが、その変化の時期をめぐっては、持統の喪葬時か文武の喪葬時かで見解が分かっている。

まず、渡部氏は持統の殯宮が「西殿」で営まれたことから「わざわざ殯宮を仮設することなく、内裏内の一室が殯殿に当てられていた」とし、田中久夫氏も同様に「殯宮は屋内に設けられているように見うけられる」とする⁴⁰。しかし、持統崩御翌日の作殯宮司・造大殿垣司任命から殯に付されるまで六日間あることから、既存の建物を利用したのではなく、和田氏のように、この期間内に殯宮とそれを圍繞する垣が仮設され、それが西殿と称されたのだろう。

次に和田氏は、文武の殯宮の場所が不明であること、また、崩御翌日に志紀親王・犬上王・小野朝臣毛野・佐伯宿禰百足・黄文連本実等が殯宮の事に供奉する記事がみえることから「従来の殿舎を利用して、そこを殯宮とした可能性が高い」とする。しかし、文武の殯宮に供奉した者のう

ち、犬上王・佐伯宿禰百足・黄文連本実等は持統の喪葬時に作殯宮司であったことを考えると、既存の建物を利用したのではなく、おそらく持統同様に殯宮を構築したのではないだろうか。この「殯宮の事」とは殯宮の構築から儀礼に関する一切の事に供奉したのでらう。よって、藤原宮の時代において、天皇の殯は宮内の庭上に殯宮を構築して行われていたと考えられる。

では、平城遷都後の天皇喪葬の初例である元明の場合はどうであったのだろうか。元明は平城宮の中安殿で崩御し、その日に固閑、翌日に長屋王・藤原朝臣武智麻呂らが御装束の事を、大伴宿禰旅人が宮陵の事に供した。ここで注目すべきは、元明以降、喪葬司任命記事の中に「作殯宮司」にあたる役職が全く含まれなくなることである。したがって、この元明の喪葬の時に初めて既存の建物を利用して殯宮が営まれるようになったのではないかと思われる。つまり、この時に殯宮儀礼の場が庭上から建物内へと変化したのである。

よって、これまでは宮近辺の河原もしくは宮内の庭上に殯宮を構築していたが、平城遷都後、天皇喪葬の初例となった元明の時から、宮内の既存の建物内で殯が営まれるよう

になったと考えられる。

中国皇帝の殯宮儀礼の場は主に太極殿であったが、日本では平城遷都に伴って建物内へとその場を移したものの、大極殿を殯宮として使用することはなかった。都城制が確立すると、宮城内遷殿が行われるようになり、先帝崩御の御殿をそのまま継続して使うことはなくなったため、殿上の場合には内裏内の天皇御在処がそれにあてられたようである。¹⁾

中国礼制の受容は葬送儀礼においてよくみられ、方相氏や輜車・鼓吹なども取り入れられたが、その実態は中国の儀礼そのままではなく、日本古来の伝統的儀礼に吸収していく形をとっていたようであり、このことは先述した殯宮の場所についてもあてはまるだろう。

山田邦和氏⁴³⁾によると、元明陵を唐の皇帝陵と比較した場合、唐の皇帝陵の選地と平城京における天皇陵の選地にみられる思想的な共通性⁴⁴⁾や薄葬思想にもとづく山丘型陵墓という共通点、さらには唐の皇帝陵の反映による陵碑建立といった唐からの思想的影響がみられる反面、決定的な部分での相違点があるという。たとえば、中国では皇帝が火葬されることはないが元明は火葬されていること、元明陵と

唐の皇帝陵とのはるかな規模の差、陵の附属施設の有無、元明陵には「常葉之樹」を植えたが、中国の薄葬の皇帝陵は「無為封樹」を原則とすることなどがあげられる。こうした違いは、日本の喪葬が中国など外来の影響をうけつつも、日本独自のものとして成立していく様子を示しているといえよう。

元明以前、天皇の殯期間は数ヶ月から数年といった不安定なものであり、唐代では儒教の礼制通りほぼ七ヶ月を基本としていたのと比べるとやや長い。そして元明以降の殯の期間は死後二〜三週間となり、唐代よりもむしろ漢代に近い形態であるという。⁴⁵このように殯の場所だけでなく、期間においても、唐の喪葬をそのまま取り入れたものではないことがわかる。

しかし、こうした違いがあるものの、日本古来の伝統的儀礼に吸収していく形で、中国の礼制が受容されていることは明らかであり、唐の制度への接近もみられるだろう。

C 固関の初例

固関の史料上の初見は『統日本紀』養老五年十二月七日条の元明崩御時「遣使固守三関。」とみえる。以後、長

屋王の変（天平元年二月十日）、聖武太上天皇崩御（天平勝宝八歳五月三日）、橘奈良麻呂の変（天平宝字元年七月二日）、惠美押勝の乱（天平宝字八年九月十一日）、紀伊行幸（天平神護元年十月二日）、称徳天皇崩御（宝龜元年八月四日）、光仁天皇不予（天応元年四月一日）、光仁太上天皇崩御（天応元年十二月二十三日）、水上川継の変（延暦元年十一月十一日）に固関例がみられるが、延暦八年七月十四日の勅で三関が廃止された。しかし、その後も桓武天皇崩御（大同元年三月二十二日）、薬子の変（弘仁元年九月十日）と、有事には固関使が派遣されており、以降も長く続く。古代の固関はその事由・対象に注目すると三つの時期に区分でき、元明崩御から薬子の変までがその第一期とされる。⁴⁶

第一期の固関は天皇及び太上天皇の死没・讓位・即位という王権の交替期と政変・動乱という王権の動揺期に行われ、まさに東国に通ずる関の閉鎖・警固といった軍事的機能を期待されるものであったという。

しかし、平安時代には形式化して現実的意義を失っていき、殆どの場合が天皇・太上天皇・摂政・関白・皇后・女院らの死没、不予、讓位、即位時に限られるようになるこ

とからも明らかである。⁴⁷⁾

岸俊男氏によると、三関国の制はすでに大宝令に規定されているが（『令集解』公式令・諸国給鈴条の古記）、天武朝を遡るものではなく、また唐令にもみられないので、日本独自の事情から始まったとして、元明崩御時の固閑は史料上だけではなく実際に初例であり、現実に意義を有していたとする。⁴⁸⁾

元明崩御前年の養老四年八月三日、持統・文武・元明・元正と四代の天皇とともに政務を推進してきた藤原不比等が薨じた。元正即位後の議政官である巨勢麻呂、石上麻呂、粟田真人は相次いで薨じており、それと代わるように養老二年三月に長屋王と阿倍宿奈麻呂が大納言、多治比池守・巨勢祖父・大伴旅人が中納言に任じられ、またその前年十月には不比等の次男の房前が朝政に参議するという形で議政官に加わっており、政界に大きな変化がみられていた。そして不比等が薨去すると、翌日には、舍人親王を知太政官事、新田部親王を知五衛及授刀舍人事と為すという詔が発せられ、養老五年正月に長屋王が右大臣、多治比池守が大納言に昇任し、不比等の長男の武智麻呂が中納言に任じられ、新しい政府首脳部が形成された。このような情勢の中

で元明が崩御したのである。

元明の崩御から約一ヵ月後の養老六年正月二十日には、多治比三宅麻呂が謀反を誣告、穂積老が乗輿を指斥するという事件が起こる。この事件に関する記事はこの条のみで詳細が不明であるが「謀反を誣告す」は君主殺害・廢位の予備・陰謀などの虚偽の告発をすることで、「乗輿を指斥す」とは天皇を指さして批難することであるので、この場合、穂積老の批難は元正天皇に対してのものと思われる。

このような事件が元明の崩御後間もない時期に起こったということは、政情が不安定であったとともに、元明崩御には中央における叛乱を誘発するような要因が潜んでいたと考えられるだろう。こうした事態を予測するかのよう⁴⁹⁾に、元明は死の直前に長屋王と藤原房前を召して⑤⑥⑦（十一〜十二頁）といった内容の遺詔をのこしている。また、その十一日後には元正天皇が「凡家有沈痼、大小不安、卒發事故者。汝卿房前、当作内臣計⁵⁰⁾、会内外、准⁵¹⁾勅施行、輔⁵²⁾翼帝業、永寧⁵³⁾国家。」と詔して、藤原房前に天皇の仕事を助け永く国家を安寧するようにと命じている。そして元明の崩御が現実のものになると即日固閑、埋葬の十六日後の十二月二十九日には太政官が「授刀寮及五衛府、

別設「鉦・鼓各一面」、便作「將軍之号令」、以為「兵士之耳目」、節「進退動靜。」と奏上して、授刀寮と五衛府に鉦鼓を置き、將軍の号令伝達の敏速正確が期された。⁽⁴⁸⁾

このように、元明の崩御時には不測の事態に対する備えが、これまで以上に嚴重になされた。和田氏が指摘されているように、殯の期間中は何かと皇位継承をめぐる異変などが起こりやすいという。これまでの天皇の殯期間中に起こった異変には、敏達天皇時の「穴穂部皇子による三輪君逆の殺害」、敏達・用明天皇時の「穴穂部・宅部皇子殺害」「蘇我馬子らによる物部守屋討伐」、天武天皇時の「大津皇子の謀反」などがあり、また、殯期間以外にも皇位継承をめぐる異変は絶えなかった。こうした異変を避けるためであるかのように、持統以降、奈良時代を通して「讓位」という形をとることが多くなることも特徴的である。⁽⁵⁰⁾

このように元明崩御の時点は、王権にとってきわめて不安定な要因をもっており、不測の事態が十分に予想された状況だったのである。そうした不測の事態に対する備えの一つとして、初めて固閑を行うと共に殯の期間も極端に短縮して、政治的空白を避けることが必要だったのであろう。そしてそのことが、固閑ともども先例として受け継がれて

いったものと考える。

やがて

これまで奈良時代における殯の短期化という問題について正面から論じられることは少なく、殯研究の中においても変遷過程の一つとして捉えられ、その開始時期についても曖昧にされてきた。本稿では、元明の殯期間の大幅な短縮が大きな画期となることを指摘し、元明の喪葬時にみられるいくつかの特徴に注目して考察してきた。結論としては、元明崩御時の不安定な政権に対応するための固閑や詳細な遺詔が、元明を初めとして以後の天皇の殯期間にも影響を及ぼすようになったのであろうが、また、それ以外にも庭上から建物内へと殯の場が移ったことにより、遺体の保存上の問題からも長期化は困難になったのではないだろうかと考えられる。

こうした奈良時代の喪葬は外来の影響をうけつつも、日本古来の伝統的儀礼に則って行われていたといえる。このことは、一定の形式を確立していく平安時代初頭以降の喪葬へ、どのように影響し、変化していったのかを示すもの

であり、再考する余地を与えるものであろう。

【註】

- (1) 表1参照。
- (2) 和田萃「日本古代の儀礼と祭祀・信仰」上（塙書房・一九五五年）三九～四〇頁、村井康彦「日本神話と宮都遺跡」〔講座日本の神話〕十二・有精堂出版・一九七八年。以下、和田氏の説はすべてこれによる。
- (3) 和田註（2）。
- (4) 『日本三代実録』元慶四年十二月四日条。それ以前に淳和太上天皇が火葬されているが、火葬そのものではなく散骨を望んでいる点で異なるため含まなかった（『続日本後紀』承和七年五月六日条）。なお、天皇の火葬が一般化するのには冷泉天皇以降となる。
- (5) 大阪府近つ飛鳥博物館図録「古墳から奈良時代墳墓―古代律令国家の墓制―」（二〇〇四年）、七二頁。
- (6) 渡部眞弓「倚廬渡御成立過程の基礎的研究」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊四号・一九九一年）に詳しい。
- (7) 諸橋徹次「大漢和辞典」巻六、七六一頁・「殯」項。
- (8) 折口信夫「大嘗祭の本義」（『折口信夫全集』第三卷・中央公論社・一九六六年）・「上代葬儀の精神」（『葬送墓制研究集成』二・名著出版・一九七九年）、井之口章次「仏教以前」（『古今書院』一九五四年）・「日本の葬式」（『筑摩書房』一九七七年）、和歌森太郎「大化前代の喪葬制について」（『古墳とその時代』二・朝倉書店・一九五八年）。
- (9) 五来重「遊部考」（『仏教文学研究』一・法蔵館・一九六七年）、中田太造「『殯』（モガリ）における民俗学的考察」（『葬送墓制研究集成』二・名著出版・一九七九年）。
- (10) 岩脇勝二「殯」（『モガリ』）（『葬送墓制研究集成』二・名著出版・一九七九年）。
- (11) 岩脇（10）によると、氏はこの殯を儀礼としての意味を含んで扱っていると思われるので、この記事をもって殯儀礼が始まるといつていると理解する。
- (12) 和田註（2）。
- (13) 三名田隆信「わが国上世における火葬の風習について」（『史泉』五号・一九五七年）、塩入伸一「葬法の変遷―特に火葬の受容を中心として―」（『仏教民俗学大系』四・名著出版・一九八八年）。
- (14) 中田註（9）。
- (15) 高取正男「釈服従吉」（『日本文化史論叢』一九七六年）。
- (16) 和歌森註（8）、稲田奈津子「喪葬令と礼の受容」（池田温編『日中律令制の諸相』東方書店・二〇〇二年）。
- (17) 渡部眞弓「古代喪葬儀礼の研究―奈良時代における天皇喪葬儀礼の変遷―」（『神道史研究』四〇―二・一九九二年）。
- (18) 和田註（2）・七八～七九頁、安井良三「天武天皇の葬礼考―『日本書紀』記載の仏教関係記事―」（『日本書紀研究』第一冊・塙書房・一九六四年）。
- (19) 『書紀』朱鳥元年九月二七日～三十日条、持統元年正月一

日・五日条、持統二年正月二日条。

(20) 『書紀』朱鳥元年十二月十九日条、持統二年正月八日条。

(21) 『書紀』持統元年八月二八日条、同年九月九日・十日条。

(22) 『書紀』持統元年九月九日条、持統二年二月十六日条。

(23) 安井註(18)。

(24) 『書紀』大宝三年正月五日条、同年二月十一日条、同年四月二日条、慶雲元年十一月十一日条。

(25) 稲田註(16)によると、方相氏は「周礼」に埋葬前に墓穴内の悪鬼魍魎を駆除することが記されており、穢を清めつつ葬列を先導するという、中国の伝統的儀礼に由来する要素であることが知られ、日本では聖武・光仁・桓武・文徳の葬送においてのみ確認される」という。

(26) 『新版考古学講座6』(雄山閣出版・一九七〇年)。

(27) 三名田註(13)。

(28) 上田安範「飛鳥・奈良時代における文化受容の一形態―墓制にあらわれた一側面―」(『日本史の研究』・ミネルヴァ書房・一九七〇年)。

(29) 網干善教「古代の火葬と飛鳥」(『講座飛鳥の歴史と文学』二・巖々堂出版・一九八一年)。

(30) 『書紀』推古三十六年九月二十日条。

(31) 内藤政恒「古代・中世の墓制・序説」註(26)所収。

(32) 皇后は延喜式諸陵式に「古市高屋墓(春日山田皇女、在河内国古市郡)、兆域東西二町、南北二町、守戸二烟」とあり合葬となっていない。

(33) 関見「大化のいわゆる薄葬制について」(『大化改新の研究』下・吉川弘文館・一九九六年)。

(34) 和田軍一「上代に於ける薄葬思想の發展」(『史学雑誌』四七―四・一九三六年)。

(35) 渡部註(17)。

(36) 堀裕「天皇の死の歴史的位置―『如在之儀』を中心に―」(『史林』八一・一九九八年)。

(37) 新日本古典文学大系「続日本紀二」(岩波書店・一九九〇年)の一〇六頁・註二六には「通常の天皇・太上天皇の葬儀と異なり、もがりなどの儀を行わなかった」とある。

(38) 推古・舒明の喪葬記事にも、それぞれ「始起天皇喪礼」。「初発息長足日廣額天皇喪。」とみえる。すでに殯宮が設けられてからかなりの日数を経ていること、また喪(礼)から埋葬までの期間が短いことから、殯ではなく葬送か埋葬に関わる儀礼を指すものと考えられる。

(39) 律令研究会編「譯註日本律令十」(東京堂出版・一九八九年)二一八―二一九頁。

(40) 渡部眞弓「日・中喪葬儀礼の比較研究―日本古代及び中国唐代を中心に―」(『国学院大学日本文化研究所紀要』七一・一九九三年)、田中久夫「仏教民俗と祖先祭祀」(神戸女子大学東西文化研究所・一九八六年)。

(41) 渡部眞弓「神鏡奉斎考」(『神道と日本仏教』。ベリかん社・一九九一年)二〇〇―二〇四頁。

(42) 稲田註(16)、新日本古典文学大系「続日本紀三」(岩波書

表 3

天皇	崩御	埋葬 (改葬)	天皇	即位 (讓位)
欽明	571年 4	571年 9	敏達	572年 4 / 3
敏達	585年 8 / 15	591年 4 / 4	用明	585年 9 / 5
用明	587年 4 / 9	587年 7 / 21 (593年 9)	崇峻	587年 8 / 2
崇峻	592年 11 / 3	592年 11 / 3	推古	592年 12 / 8
推古	628年 3 / 7	628年 9 / 24	舒明	629年 1 / 4
舒明	641年 10 / 9	642年 12 / 21 (643年 9 / 6)	皇極 (孝德)	642年 1 / 15 645年 6 / 14
孝德	654年 10 / 10	654年 12 / 8	齐明	655年 1 / 3
齐明	661年 7 / 24	667年 2 / 27	天智	668年 1 / 3
天智	671年 12 / 3	不明	天武	673年 2 / 27
天武	686年 9 / 9	688年 11 / 11	持統 (文武)	690年 4 / 1 697年 8 / 1
持統 文武	702年 12 / 22 707年 6 / 15	703年 12 / 26 707年 11 / 20	元明 (元正)	707年 7 / 17 715年 9 / 2
元明	721年 12 / 7	721年 12 / 13	(聖武)	724年 2 / 4
元正	748年 4 / 21	748年 4 / 28 (750年 10)	(孝謙)	749年 7 / 2
聖武	756年 5 / 2	756年 5 / 19	(淳仁)	758年 8 / 1 (のち廃帝)
称徳	770年 8 / 4	770年 8 / 17	称徳	764年 10
光仁	781年 12 / 23	782年 1 / 7 (787年 10 / 28)	光仁 (桓武)	770年 10 / 1 781年 4 / 3
桓武	806年 3 / 17	806年 4 / 7 (806年 10)		

店・一九九二年)の二六一頁・註二七。

(43) 山田邦和「元明天皇陵の意義」(『考古学に学ぶ―遺構と遺物―』同志社大学考古学シリーズⅦ・一九九九年)。

(44) 金子裕之「平城京と葬地」(『文化財学報』第三集・一九八四年)。

(45) 渡部註(40)、同「中国漢代の喪葬儀礼の変遷」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊九号・一九九三年)。

(46) 仁藤智子「固閑の展開と王権―平安時代における王権の権力構造の一分析―」(『古代文化』四八―十一・一九九六年)。

(47) 但し、非常事態時の固閑例として、延喜元年(九〇二)一月二十六日の昌泰の変、天慶二年(九三九)十二月二十九日の天慶の乱、安和二年(九六九)八月十二日の安和の変、天元五年(九八二)十一月十八日の内裏焼亡、保元元年(一一五六)七月十一日の保元の乱の五例がみえている。仁

藤註(46)に詳しい。

(48) 岸俊男「元明太上天皇の崩御―八世紀における皇権の所在―」(『日本古代政治史研究』・塙書房・一九六六年)。

(49) 岸註(48)。

(50) 表3参照。

〔付記〕末筆ながら、貴重な御指導と御教示を頂いた寺崎保広先生、東野治之先生には、記して厚くお礼申し上げます。